

山口市経営体発展支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 農業従事者の高齢化による担い手の減少・農産物の価格の低迷など、農業生産構造が脆弱化する中、地域農業の中核となる農業法人等の経営基盤の強化は、地域農業の持続的な発展を図るためにも今後ますます重要となる。

本事業は、今後の地域農業の中心となる農地所有適格法人の農業機械・施設整備の負担を軽減することにより組織の効率化かつ安定的な農業経営を確立するとともに、食の安全確保や担い手の確保を支援することで地域農業の発展を図ることを目的とする。

(事業の実施要件)

第2条 事業実施主体は、下記の全ての要件を満たしていること。

- 1 別表1を満たしていること。
- 2 本事業の実施が総会等において承認されていること。

(事業の実施手続)

第3条 実施計画の承認

- (1) 事業実施主体は、山口市経営体発展支援事業実施計画承認申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 市長は、前号の承認の申請があった場合は、別表1に基づきその内容を審査の上、交付することが適当であると認めるときは、その旨を申請を行った事業実施主体に通知するものとする。

2 実施計画の変更

前項の規定により承認された実施計画を変更する場合は、山口市経営体発展支援事業実施計画変更承認申請書(別記第3号様式)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(事業の実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

(事業実施状況の報告)

第5条 事業実施主体は、事業実施年度から3年間、当該年度における利用状況等について、翌年度の5月末までに山口市経営体発展支援事業実施状況報告書(別記第4号様式)により市長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに山口市経営体発展支援事業費補助金交付要綱(令和3年4月1日施行)に基づく事業に係る第5条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに

山口市経営体発展支援事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日施行）に基づく
事業に係る第5条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表 1

山口市経営体発展支援事業実施基準

第1 対象組織

対象となる組織は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 1 農地所有適格法人であること。
- 2 組織の規約を有し代表者が定められていること。
- 3 組織の主たる事務所が山口市にあること。
- 4 機械・施設等の利用及び管理に関する規程を定めていること。
- 5 毎年度総会を開催していること。
- 6 本事業の対策期間中(令和6年度～令和8年度)に本事業の補助を受けていないこと。
ただし、事業内容が、第3に定める対象機械・施設のうち、女性もしくは障がい者の雇用に伴う事務所等の改修を行うものである場合は除く。
- 7 第6に定める取組み項目より3点以上を選択し取り組むこと。

第2 採択基準

第6に定める取組み項目の合算ポイントの高い順に優先採択する。

第3 対象機械・施設

対象となる機械・施設は、次のとおりとする。

機械整備	トラクター、田植機、防除用動力散布機、コンバイン、畑作物用の収穫機、乗用型多目的作業機、その他特に必要と判断する機械及び附帯機械
施設整備	農機具格納庫 女性もしくは障がい者の雇用に伴うものは事務所等の改修

第4 対象機械・施設の導入については、次によるものとする。

- 1 交付決定後に発注したものであること。
- 2 対象機械・施設の導入が総会等により承認されたことが議事録等の書面に明記されていること。
- 3 本事業により導入する機械・施設が、他の事業の補助対象となっていないこと。
- 4 施設整備については、新築・増築を対象とすること。ただし、女性もしくは障がい者の雇用に伴うものは改修経費を対象に含む。
- 5 本事業により導入する機械が、既存の機械の更新にあたる場合、既存の機械が減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を過ぎていること。また、新規及び追加による導入にあたる場合は、本事業により導入する機械が既存機械の規模・台数及び機械の利用計画と比較して適正規模・台数であること。
- 6 機械・施設の保管又は整備区域が山口市内であること。
- 7 組織間での機械の共同利用や作業受委託等の推進を図るものとし、導入した機械・施設等を他の組織に対し有償で貸付ける場合、事業実施計画書にその取組内容を予め記載するとともに適正な貸付け料等を設定する場合にあっては、補助金の返還を求めないものとする。
- 8 本事業により導入した機械・施設については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過しないうちに、売却、譲渡、破損や故障等による処分等は、原則認めないものとする。
- 9 機械等の見やすい場所に補助事業名および事業実施主体名を印字すること又は印字したシールを貼り付けること。

第5 補助額等

- 1 補助額は、第3に定める機械・施設の消費税を除く整備費に次表に定める補助率を乗じた額以内とし、1千円未満は切り捨てとする。
- 2 1組織の補助金限度額は、次表に定める金額とする。

事業内容	補助率	補助金限度額
機械・施設整備	4/10以内	200万円

第6 取組み目標

目標項目	実践目標	ポイント
組織の取組み	集落営農法人連合体を設立し、機械等の共同利用を行っている場合に加点。	1 点
	目標年度までに農業生産工程管理認証、エコファーマー等の第三者機関の審査による認証を取得する計画である場合、もしくは取得している場合に加点。	1 点
機械利用の効率化	山口県「高性能農業機械の導入に関する指針」（平成31年4月1日付け平31農業振興第2号）に基づく高性能農業機械の導入であり、同計画に定める高性能農業機械の利用規模の下限面積を超える利用計画目標である場合に加点。	1 点
	生産物の品質の向上、労働力の省力化を図る農業機械の新規導入である場合に加点。（現在類似の機械施設がない場合に限る）	1 点
経営規模の拡大	農地中間管理機構を活用して目標年度において新規の利用権設定を1ha以上行う計画である場合に加点。	1 点
	目標年度において新規品目の導入に伴う農業機械の導入である場合に加点。	1 点
耕畜連携	目標年度までに堆肥を供給する農家戸数が増加する計画を有している場合に加点。	1 点
担い手の確保	目標年度までに研修生1名以上受け入れる計画を有している場合に加点。	1 点
	目標年度までに常時雇用者 1 名以上雇用する計画を有している場合に加点。	1 点
	目標年度までに常時雇用者 1 名以上を雇用する計画の中で、女性もしくは障がい者を雇用する計画である場合に加点。	1 点
	目標年度までに農福連携に取り組む計画を有している場合、もしくは既に連携している場合に加点。	1 点
その他	過去に山口市経営体発展支援事業(令和 3 年度～令和 5 年度)の実施が無い場合に加点。	1 点

※ 取組み目標の達成期限について、特に期限の定めのないものについては事業実施年度の4月1日から起算して3年後の3月31日とする。

第7 目標達成状況

本事業において選択した実践目標の達成状況は実績報告にて確認し、本要領終了後の補助事業における採択事業選考に加味する。

